

社会福祉法人いわて共生会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわて共生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

なお、役員とは理事及び監事をいう。

(報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬は、この法人の定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員又は評議員が、その職務のため、理事会や評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。また、理事会や評議員会出席以外の職務を行った場合も費用を弁償することができる。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、この法人の旅費規程により旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

3 評議員選任・解任委員の費用弁償に関しても、この規程を準用する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

日額 2,000円

附則

1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。

2 社会福祉法人いわて共生会役員等の費用弁償規程（平成23年5月16日施行）は、廃止する。